

令和2事業年度

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

令和3年8月

滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第3期中期目標期間の3年目となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、人々の生活様式が大きく変化し、大学においても感染拡大防止の観点から遠隔授業を開始されるなど、過去に例を見ない対応を迫られる一年となった。教育研究等においては、コロナ禍で学修機会の確保が課題となる中、すべての学生が円滑に受講できる環境を整備したことや、生活に困窮する学生に対して、食料支援を継続的に実施していることは非常に評価できる。収束までに時日を要することから今後も必要な支援を必要な学生に提供することを期待する。

また、オンライン環境の整備が進んだことから今後は、その環境を活用した新たな学修環境の構築や学生の育成にも期待する。

大学経営の改善に向けては、開学から26年が経過し、施設更新等に着手しているところであるが、教育研究備品については、大学の将来的な発展のためにも計画的な更新が必要不可欠であることから着実に進めてほしい。

また、令和3年4月より実施されている教教分離について、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修を実現するため、今後も制度定着に努めてほしい。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画59項目中57項目(96.6%)において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もあり、この項目については早い段階での達成を求めたい。

第3期中期目標期間も折り返し地点に入り、国においては、高等教育の質保証に関する議論やSociety5.0、ニューノーマルなど将来を見据えた新しい大学像の検討および地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けての検討が進むなど、県立大学を取り巻く環境は大きな変革を求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症が長引き、昨年を引き続き、例年と異なる対応を迫られる中で、県立大学においては教職員が一丸となり中期目標の達成に向けて取り組まれることを期待する。

C：「やや遅れている」（ⅣおよびⅢの割合が9割未満）

D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上		○			
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）

A：「計画どおり進んでいる」（全てⅣまたはⅢ）

B：「概ね計画どおり進んでいる」（ⅣおよびⅢの割合が9割以上）

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○コロナ禍における様々な取組

- ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、前期授業は、可能な授業に関しては遠隔授業を実施し、実験や実習などの対面で行う必要がある授業に関しては、7月下旬から9月上旬にかけて集中的に実施し、学生の学修機会の確保に努められた。また、後期授業に関しては、原則対面での授業を実施するため、大人数が受講する際の教室分散や食堂等での飛沫感染防止のための遮蔽板の設置などのソーシャルディスタンス確保徹底に努められた。
- ・「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」を考え方の基本としている県立大学において、学生が地域の課題解決に取り組む「近江楽座」についても新型コロナウイルス感染症の影響により、前期の実施は見送っていたが、活動を再開するにあたり、感染予防の活動指針を示し、指針の遵守を要件に活動を再開する仕組みを整えられ、地域との連携の際は、地域住民に対しても丁寧な説明を実施し、活動された。また、県外への移動など活動が制限される部分に関しては、インターネット環境を積極的に活用し、毎年の活動と差がでないよう学生が工夫しながら活動に取り組まれた。
- ・オープンキャンパスについて、感染症対策の観点から対面による開催を中止し、インターネット環境で実施された。活動に制限がある中、学生と連携し、受験生や保護者に対して情報の発信に努められた。

○研究等の質の向上に向けた取組

- ・研究者育成方針に基づき、令和元年度に整備された若手研究者向け支援制度の周知を図り、外部競争的資金を獲得するなど新制度の活用にも努められた。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○ニューノーマルなど将来を見据えた取組

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な活動が制限され、オンライン化が急速に進展するなど、大学を取り巻く環境は大きく変化している。また、初等教育や中等教育においてもオンライン化が加速していることから、令和2年度に整備されたオンライン環境等について、将来を見据えたより質の高い学修環境の整備に繋がることを期待する。

○備品整備等に関する取組

- ・開学から26年が経過し、備品等についても老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要となることから、将来的な人材育成や研究活動等を持続的に行うため、大学の将来的な発展に寄与する整備計画を策定されるなど、着実に進められることを期待する。

○財政基盤の強化等に関する取組

- ・学生支援や教育環境の充実を目的として創設された「未来人財基金」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業訪問等での寄附の獲得が困難となり、継続的な寄附を得る仕組みの構築が難しいことから、既存の制度等を活用するなど、より一層の獲得に努められたい。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目 38 項目すべてが「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A 計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	3	34	1	—	38
	割合%	7.9	89.5	2.6	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	35	—	—	38
	割合%	7.9	92.1	—	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (14) 修学支援新制度について、積極的かつきめ細かな周知や個別説明を行うなどした結果、利用者が前年度を上回り、支援の充実につながったことは評価できる。また、コロナ禍における遠隔授業実施にあたっての学修環境の整備は、学生の学ぶ機会を保障するためには不可欠なものであり、中期計画に掲げる学修・生活上の支援体制の充実に資するものとして評価できる。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- (26) 令和元年度に整備された若手研究者向け支援制度を活用し、外部競争的資金を獲得したことは、研究者育成方針に基づく計画的な支援に繋がることから評価できる。

○地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置

- (27) キャンパスSDGsびわ湖大会について、コロナ禍においても活動を中断することなく、オンライン開催に変更するなど、SDGsの地域化拠点を目指し、工夫を凝らして実施したことは評価できる。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目21項目中19項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

覧の作成のみでは、計画を十分に実施できたとは言えない。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	1	18	2	—	21
	割合%	4.8	85.7	9.5	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	18	2	—	21
	割合%	4.8	85.7	9.5	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

(43) 全国ダイバーシティネットワークに参画し、女性研究者活躍促進に向けた環境整備等に取り組む機関として認定されたことは評価できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用には至らなかったが、女性限定の教員公募を行うなど、男女共同参画に向け、積極的に取り組んでいることは評価できる。

▼課題となる項目

○財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

(50) 前年度に検討した新たな方策での寄附金の獲得を目指す計画に対して、今後取り組む方策を検討するのみに留まっているため、取組として十分とは言えない。

○施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(52) 教育研究設備の新たな整備計画をまとめるという計画に対して、要望一